

国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における 中小企業（会社） の要件詳細

2019年3月

2019年4月1日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び2019年4月1日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となる中小企業（会社）の要件は以下のとおりです。

申請日（提出日）において、以下の（a）、（b）いずれにも該当する会社であること

（a）以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

（b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※1

	業種	常時使用する 従業員数 ※2	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下

□	卸売業	100 人以下	1 億円以下
ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100 人以下	5,000 万円以下
ニ	小売業	50 人以下	5,000 万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下	3 億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
ト	旅館業	200 人以下	5,000 万円以下
<p>【備考】 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号イ～トに該当する者である。</p>			

※1 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア、及びイ、のどちらにも該当していることを指します。中小企業は、[こちら](#)（特許法施行令第 10 条の「中小事業者」）を指します。

ア. 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

※2 常時使用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第 20 条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

（注）1 か月を超えて引き続き使用される場合は含まれることとなります。

- 2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

[更新日 2019年3月1日]

お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[▶ お問い合わせフォーム](#)